

# 五管区水路通報第26号

( 項540 - 567項 )

平成16年 7月 1日

第五管区海上保安本部

第 540項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域)	射撃訓練
第 541項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域及び付近)	救難訓練
第 542項	本州南岸	潮岬南方	観測機器設置等
第 543項	紀伊水道	由良港	航泊禁止
第 544項	和歌山下津港	外港	灯付浮標設置
第 545項	大阪湾		海上パレード
第 546項	大阪湾	泉州港及び付近	水路測量
第 547項	大阪港	大阪区	港区一部変更
第 548項	大阪港	大阪区、第2区	水深減少
第 549項	尼崎西宮芦屋港	第2区	ヨットレース
第 550項	尼崎西宮芦屋港	第2区	ヨットレース
第 551項	尼崎西宮芦屋港	第2区	ヨット講習会
第 552項	尼崎西宮芦屋港	第2区	海上パレード
第 553項	尼崎西宮芦屋港	第2区	覆砂工事
第 554項	尼崎西宮芦屋港及び神戸港		飛行艇離着水について
第 555項	神戸港	第1区	航泊禁止
第 556項	神戸港	第1区	救難訓練
第 557項	神戸港	第2区	展示放水
第 558項	神戸港	第3区	小型船実技試験等
第 559項	神戸港	第5区	護岸改修工事
第 560項	神戸港	第6区	海底清掃作業
第 561項	淡路島	津名港	重量物荷役作業
第 562項	淡路島	洲本港	防波堤築造工事
第 563項	淡路島	都志港付近	離岸堤築造工事等
第 564項	淡路島	丸山崎付近	魚礁設置作業
第 565項	四国南岸	高知港	防波堤延長工事
第 566項	四国南岸	高知港	掘下げ工事等
第 567項	ディファレンシャルGPSによる船舶気象通報の試験運用について		

本通報に使用している経度・緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています

## 海図の改補(小改正)のお知らせ

海上保安庁水路通報第25号

(6月25日発行)掲載分

今週は、五管区内の小改正通報はありません。

詳細については、海上保安庁水路通報の各項をご覧ください。

また、インターネットでも提供しています。

インターネットアドレス(URL) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/>

### 訂正事項

五管区水路通報16年25号について、次のとおり訂正願います。

(1) 533項 日和佐港 灯設置

位置 誤 33-44-25.0N 134-33-20.2E

正 33-44-25.0N 134-33-22.2E

(2) 534項 牟岐港 浮棧橋設置

区域 1の(1) 誤 33-39-47.4N 134-28-08.0E

正 33-39-47.4N 134-25-08.0E

(3) 537項 浅川港 防波堤完成

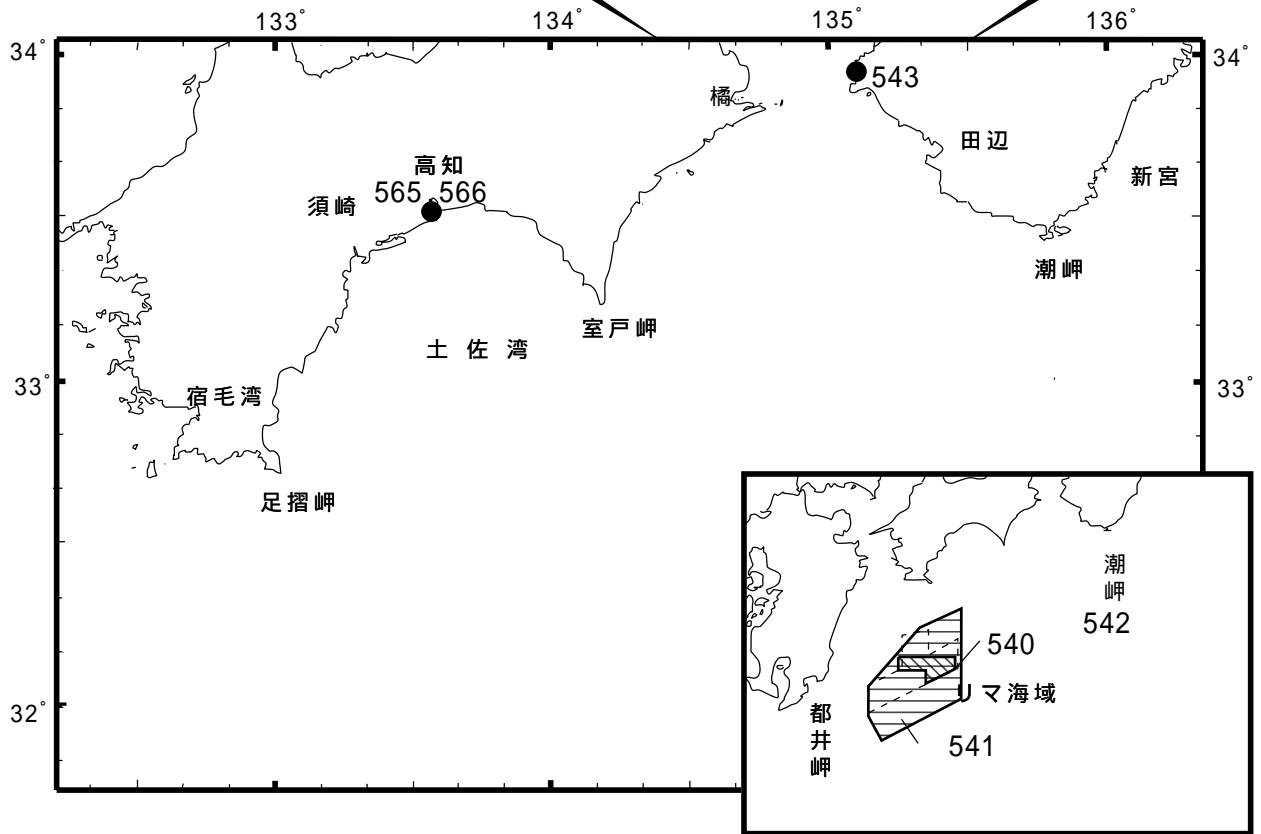
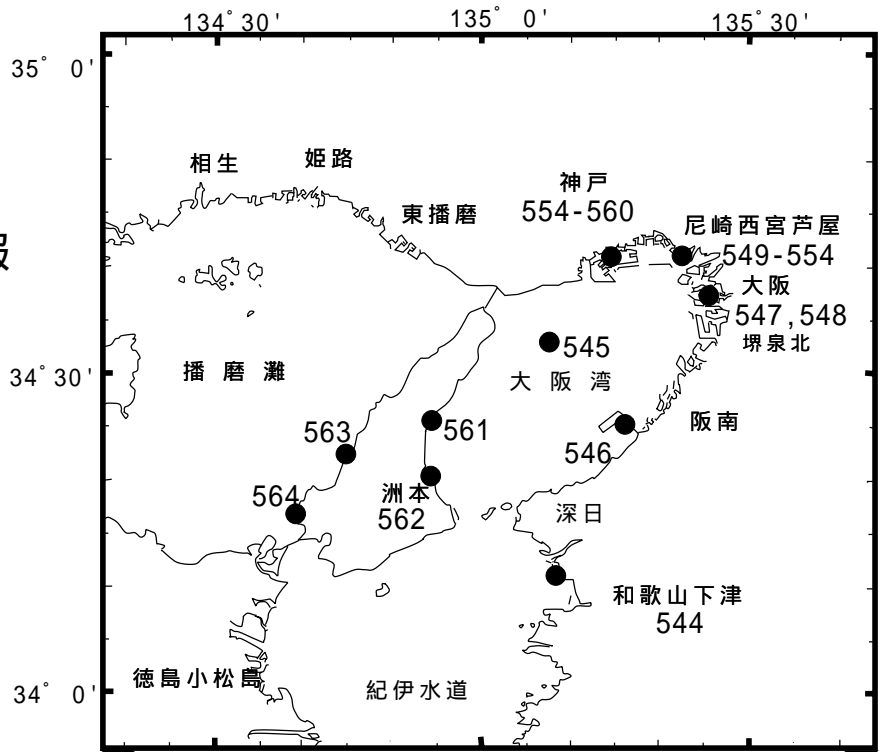
区域 1 誤 33-37-33.5N 134-22-50.2E

正 33-37-33.5N 134-21-50.2E

五管区水路通報

第26号

索引図



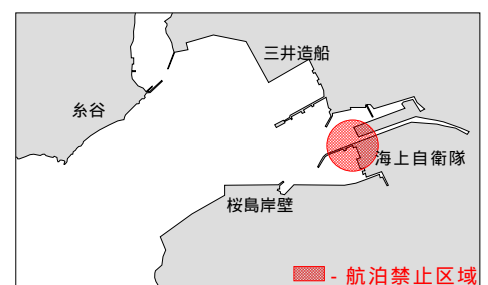
=====  
 五管区水路通報及び水路図誌に関する問い合わせ先  
 第五管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係  
 〒650-8551 神戸市中央区波止場町1番1号 TEL (078)391-6651(内線 2515、2516)  
 神戸第2地方合同庁舎(9階) FAX (078)332-6307(自動受信)  
 F A Xによる五管区水路通報提供サービス  
 (078)332-6307 ……最新号〔ポーリング受信式〕  
 (078)391-1310(手動受信)・・最新号、バックナンバー(過去1か年分)〔情報番号;0#〕  
 インターネットアドレス(URL) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>  
 =====

16年540項 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域) 射撃訓練  
 自衛艦6隻による対空、対水及び対潜ロケット射撃訓練が実施される。  
 期間 平成16年7月20日～23日(予備24日)の0600～1800  
 区域 6地点により囲まれる区域  
 (1) 31-48.2N 133-29.8E  
 (2) 31-42.2N 133-29.8E  
 (3) 31-28.2N 132-59.8E  
 (4) 31-36.2N 132-59.8E  
 (5) 31-36.2N 132-37.8E  
 (6) 31-48.2N 132-37.8E  
 備考 実施艦は、「B」旗を掲揚  
 海図 W157  
 出所 防衛庁海上幕僚監部

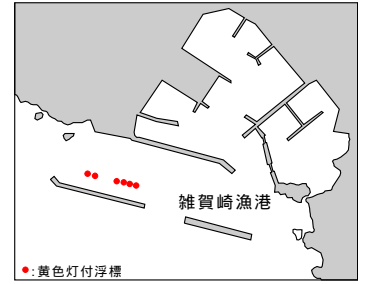
16年541項 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域及び付近) 救難訓練  
 自衛隊航空機5機による照明筒等を投下しての救難訓練が実施される。  
 期間 平成16年7月5日～7日(予備8日、9日)の0800～2100  
 平成16年7月12日～14日(予備15日、16日)の0800～2100  
 平成16年7月20日～22日(予備23日)の0800～2100  
 平成16年7月26日～28日(予備29日、30日)の0800～2100  
 区域 6地点により囲まれる区域  
 (1) 32-20-12N 133-29-51E  
 (2) 31-30-13N 133-29-51E  
 (3) 30-48-13N 132-22-51E  
 (4) 31-04-13N 132-07-51E  
 (5) 31-23-13N 132-07-51E  
 (6) 32-09-13N 132-53-51E  
 海図 W157  
 出所 航空自衛隊新田原救難隊

16年542項 本州南岸 - 潮岬南方 観測機器設置等  
 「淡青丸(480トン)」による、磁力観測、観測機器の設置・回収作業等が実施される。  
 期間 平成16年7月16日～26日  
 区域 1 磁力観測、岩石採取  
 下記経緯度線に囲まれる区域  
 (1) 26-00N (2) 32-30N  
 (3) 135-00E (4) 138-30E  
 備考 磁力観測時、船尾から400メートルのケーブルを曳航する  
 2 観測機器設置・回収  
 下記経緯度線に囲まれる区域  
 (1) 33-10N (2) 33-40N  
 (3) 135-10E (4) 136-50E  
 海図 W1072(LCW共)  
 出所 海洋研究開発機構

16年543項 紀伊水道 - 由良港 航泊禁止  
 由良川河口において、花火大会に伴い、一般船舶の航泊が禁止される。  
 期間 平成16年7月17日(予備18日)  
 1940～2120  
 位置 33-57-30N 135-06-49Eを中心とする半径150mの円内  
 警戒船 5隻配備  
 標識 航泊禁止区域を黄灯付黄色浮標2基で表示  
 海図 W97  
 出所 田辺海上保安部長公示第1号(16.6.16)

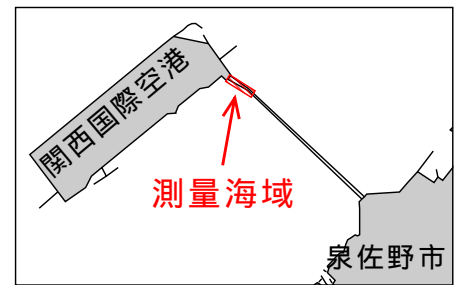


16年544項 和歌山下津港 - 外港 灯付浮標設置  
 五管区水路通報16年25号519項関連  
 雑賀崎漁港沖防波堤付近において、水没したケーソン（3基）を明示する黄色灯付浮標が設置された。  
 位置 34-11.1N 135-08.5E付近  
 海図 W1150  
 出所 和歌山下津港長

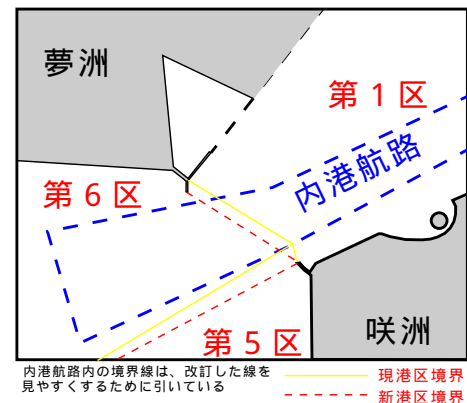


16年545項 大阪湾 海上パレード  
 大阪湾中央部において、巡視船艇等23隻及び航空機3機による海上総合訓練が実施される。  
 期間 平成16年7月16日の0930~1500（事前訓練）  
 平成16年7月17日の0930~1500（事前訓練、予行）  
 平成16年7月18日の1400~1500（本行）  
 区域 4地点により囲まれる区域  
 (1) 34-32-08N 135-13-19E  
 (2) 34-30-47N 135-09-51E  
 (3) 34-32-42N 135-08-47E  
 (4) 34-34-03N 135-12-15E  
 警戒船 5~6隻配備  
 備考 訓練参加艇は「UY」旗を掲揚（17日、18日のみ）  
 海図 W1103 - W150A  
 出所 五本部

16年546項 大阪湾 - 泉州港及び付近 水路測量  
 空港連絡橋橋脚周辺において、水路測量が実施される。  
 期間 平成16年7月21日~8月6日  
 区域 2地点を結ぶ線上付近  
 (1) 34-26.2N 135-15.9E  
 (2) 34-26.0N 135-16.1E  
 備考 作業船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚  
 海図 W1103  
 出所 五本部海洋情報部



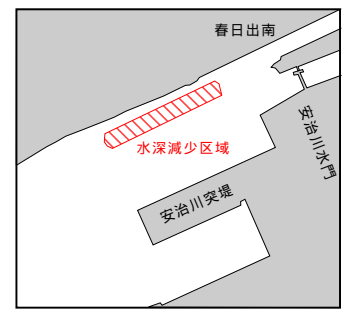
16年547項 大阪港 - 大阪区 港区一部変更  
 大阪区の境界が、7月15日に一部変更される。  
 区域 1、第一区  
 (変更前)  
 大阪南防波堤灯台(34-38-21N 135-23-51E)から305度に陸岸までに引いた線  
 (変更後)  
 大阪南防波堤灯台(34-38-19N 135-23-52E)から大阪北港南防波堤灯台(34-38-29N 135-23-34E)まで引いた線、北港南防波堤  
 2、第五区  
 (変更前)  
 大阪南防波堤灯台から239度30分6660メートルの地点まで引いた線  
 (変更後)  
 大阪南防波堤灯台から240度6660メートルの地点まで引いた線  
 海図 W123  
 出所 国土交通省令第73号（16.6.28）



16年548項 大阪港 - 大阪区、第2区 水深減少  
 五管区水路通報15年25号629項関連  
 最近の測量によれば、安治川突堤北側において、  
 水深が1～4メートル減少している。

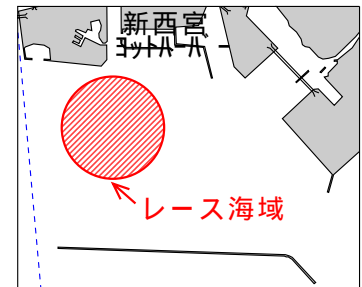
区域 下記2地点を結ぶ線上付近  
 (1) 34-40-27N 135-27-00E  
 (2) 34-40-31N 135-27-11E

海図 W123  
 出所 五本部海洋情報部



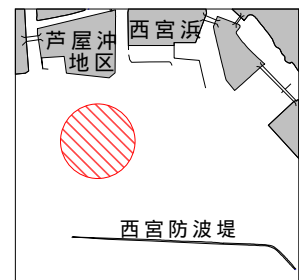
16年549項 尼崎西宮芦屋港 - 第2区 ヨットレース  
 西宮防波堤北方において、ディンギーヨット(約25隻)による  
 ヨットレースが実施される。

期間 平成16年7月18日の0900～1600  
 区域 34-41-47N 13519-24Eを中心とする半径700メートルの円内  
 警戒船 3隻配備  
 備考 区域内にコースを示す浮標を3基設置  
 海図 W1107  
 出所 尼崎西宮芦屋港長



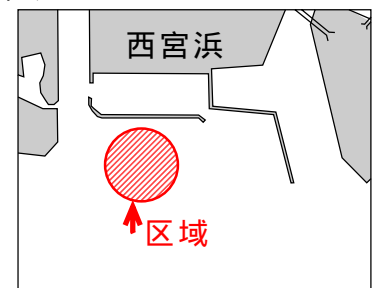
16年550項 尼崎西宮芦屋港 - 第2区 ヨットレース  
 西宮防波堤北方において、ディンギー型ヨット(約50隻)によるレースが  
 実施される。

期間 平成16年7月18日、19日の0900～1800  
 区域 34-41-39N 135-19-02Eを中心とする半径700メートルの円内  
 警戒船 3隻配備  
 備考 コースを、浮標3個で表示  
 海図 W1107  
 出所 尼崎西宮芦屋港長



16年551項 尼崎西宮芦屋港 - 第2区 ヨット講習会  
 新西宮ヨットハーバー前面海域において、ディンギー型ヨット5隻  
 によるヨット講習会が実施される。

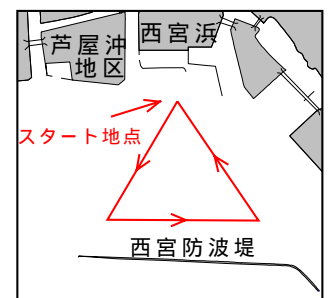
期間 平成16年7月11日、25日の1000～1500  
 区域 34-42-17N 135-19-41Eを中心とする半径300mの円内  
 警戒船 3隻配備  
 標識 区域内に円筒形黄色浮標3基設置  
 海図 W1107  
 出所 尼崎西宮芦屋港長



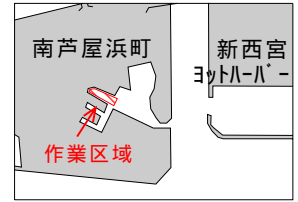
16年552項 尼崎西宮芦屋港 - 第2区 海上パレード  
 西宮防波堤北方において、海上パレード(参加20艇)が実施される。

期間 平成16年7月19日の1000～1130、1400～1530  
 区域 3地点を結ぶ線上付近  
 (1) 34-42.3N 135-20.0E  
 (2) 34-41.0N 135-19.0E  
 (3) 34-41.0N 135-21.0E

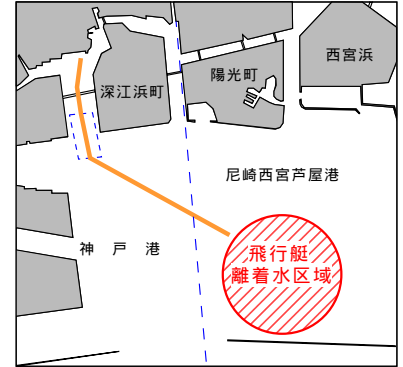
警戒船 2隻配備  
 海図 W1107  
 出所 尼崎西宮芦屋港長



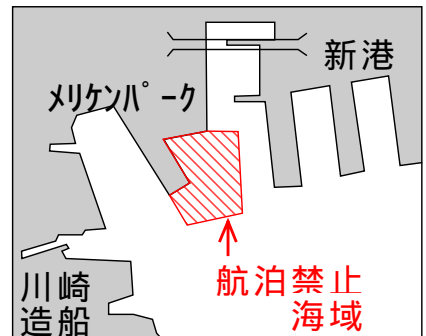
16年553項 尼崎西宮芦屋港 - 第2区 覆砂工事  
 南芦屋浜地区のマリーナにおいて、潜水作業の伴う覆砂工事が実施されている。  
 期間 平成16年8月31日まで(日曜及び祝日を除く)の日出~日没  
 区域 付図に示す区域  
 警戒船 1隻配備  
 標識 作業船のアンカー位置を浮標で表示  
 海図 W1107  
 出所 尼崎西宮芦屋港長



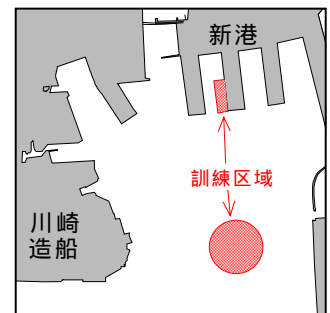
16年554項 尼崎西宮芦屋港及び神戸港 飛行艇離着水について  
 六甲アイランド東方において、水陸両用救難飛行艇(US-1A改:長さ33m、幅33m)の離着水及び水上試験が実施される。  
 期間 平成16年7月7日、13日、21日、27日(予備2日~31日、日曜・祝日を除く)の0900~日没  
 区域 34-41-12N 135-19-14Eを中心とする半径750mの円内  
 警戒船 3隻配備  
 備考  
 ・飛行艇は、離着水前後に東神戸航路を經由する上記区域と新明和工業(34-43.0N 135-17.4E概位)との間を航行する  
 ・離着水時、警戒船から発煙筒を1基投入し、航空機は風上に向かって発煙筒の右側海面から離水及び着水する  
 海図 W1107 - W101A  
 出所 尼崎西宮芦屋港長



16年555項 神戸港 - 第1区 航泊禁止  
 メリケンパーク前面海域において、「神戸港ポート天国」実施に伴い一般船舶の航泊が禁止される。  
 期間 平成16年7月19日の1000~1630  
 区域 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域  
 (1) 34-40-53N 135-11-26E (波除堤端)  
 (2) 34-40-53N 135-11-30E  
 (3) 34-40-41N 135-11-33E  
 (4) 34-40-38N 135-11-24E  
 (5) 34-40-44N 135-11-19E (岸線角)  
 警戒船 2隻配備  
 標識 区域を、赤旗付浮標6基で表示  
 海図 W101A  
 出所 神戸港長公示第16-6号(16.7.1)



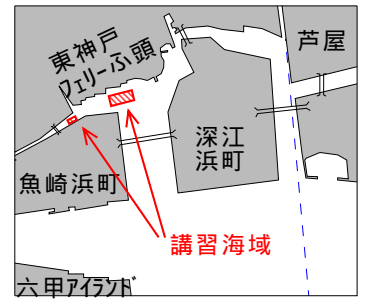
16年556項 神戸港 - 第1区 救難訓練  
 巡視船及び航空等による救難訓練が実施される。  
 期間 平成16年7月9日の1330~1530  
 区域 (1)新港第2突堤G岸壁前面付近(34-40.8N 135-11.8E)  
 (2)34-40-20N 135-11-45Eを中心とする半径300メートルの円内  
 海図 W101A  
 出所 五本部警備救難部



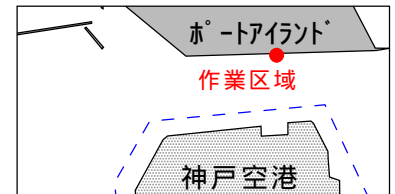
16年557項 神戸港 - 第2区 展示放水  
 新港東ふ頭前面海域において、クルーズ客船の入港に伴う展示放水が実施される。  
 期間 平成16年7月10日の1420~1440  
 区域 34-41.2N 135-12.7E付近  
 海図 W101A  
 出所 神戸港長



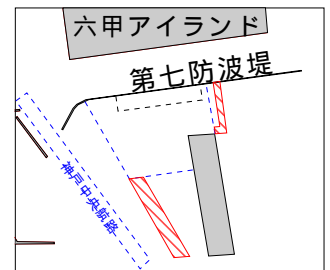
16年558項 神戸港 - 第3区 小型船実技試験等  
 東神戸フェリーふ頭前面において、小型船舶操縦士実技試験  
 及び講習が実施される。  
 期間 平成16年7月3日、4日、10～19日、23日～26日、31日  
 0900～1700  
 区域 付図に示す2海域  
 標識 区域内に丸形黄色浮標を3基設置  
 海図 W101A  
 出所 神戸港長



16年559項 神戸港 - 第5区 護岸改修工事  
 ポートアイランド南岸において、潜水作業を伴う護岸改修工事が実施される。  
 期間 平成16年7月4日～9月20日の日出～日没  
 区域 34-39-01N 135-13-41E付近  
 警戒船 潜水作業中、1隻配備  
 備考 ・作業区域内に汚濁防止膜を設置  
 ・汚濁防止膜を、黄色灯付浮標で表示  
 海図 W101A  
 出所 神戸港長



16年560項 神戸港 - 第6区 海底清掃作業  
 第7防波堤南側において、作業船による海底面清掃作業が実施されている。  
 期間 平成16年7月31日まで(予備8月1日～12日)の日出～日没  
 区域 付図に示す区域  
 警戒船 2隻配備  
 海図 W101A  
 出所 神戸港長



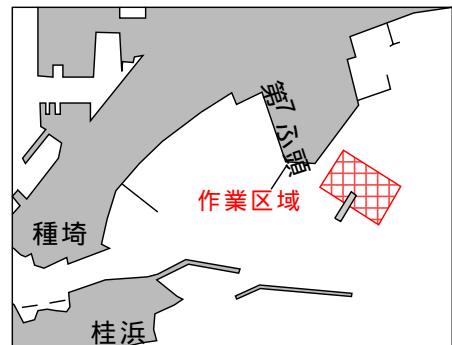
16年561項 淡路島 - 津名港 重量物荷役作業  
 生穂漁港東側において、起重機船によるケーソン及び異形ブロックの荷役作業が実施される。  
 期間 平成16年7月14日まで(予備日15日～20日)の内3日間、日出～日没  
 区域 6地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域  
 (1) 34-26-40N 134-55-17E(岸線上)  
 (2) 34-26-42N 134-55-16E  
 (3) 34-26-47N 134-55-24E  
 (4) 34-26-42N 134-55-32E  
 (5) 34-26-37N 134-55-28E  
 (6) 34-26-38N 134-55-26E(岸線上)  
 警戒船 1隻配備  
 備考 作業船のアンカーワイヤ水深 - 5 m位置に黄色球形浮標を設置  
 海図 W69  
 出所 神戸海上保安部

16年562項 淡路島 - 洲本港 防波堤築造工事  
 炬口漁港において、潜水作業を伴う防波堤の築造工事が実施されている。  
 期間 平成16年7月31日までの日出～日没  
 区域 9地点により囲まれる区域  
 (1) 34-21-22N 134-53-43E(岸線上)  
 (2) 34-21-22N 134-53-52E  
 (3) 34-21-14N 134-53-52E  
 (4) 34-21-11N 134-53-58E  
 (5) 34-21-03N 134-53-53E  
 (6) 34-21-08N 134-53-44E  
 (7) 34-21-11N 134-53-44E  
 (8) 34-21-12N 134-53-46E  
 (9) 34-21-13N 134-53-44E(防波堤上)  
 警戒船 配備  
 標識 作業船のアンカー水深5mの位置を黄色浮標で表示  
 海図 W1149(分図「洲本港」)  
 出所 神戸海上保安部

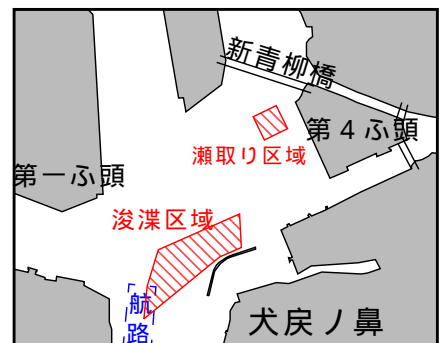
16年563項 淡路島 - 都志港付近 離岸堤築造工事等  
 潜水作業を伴う、離岸堤の築造工事及び養浜工事が実施されている。  
 期間 平成16年7月5日～10月31日  
 区域 34-24.8N 134-46.5E付近  
 警戒船 1隻配備  
 海図 W150B  
 出所 五本部海洋情報部

16年564項 淡路島 - 丸山崎付近 魚礁設置作業  
 五管区水路通報16年23号492項削除  
 丸山漁港において、魚礁が設置された。  
 位置 34-17.3N 134-39.7E付近  
 沈設物 コンクリート製魚礁(高さ2.0m)10基  
 海図 W106  
 出所 神戸海上保安部

16年565項 四国南岸 - 高知港 防波堤延長工事  
 潜水作業を伴う東第一防波堤の延長工事が実施されている。  
 期間 平成16年9月下旬までの日出～日没  
 区域 4地点により囲まれる区域  
 (1) 33-30-35N 133-35-32E  
 (2) 33-30-24N 133-35-48E  
 (3) 33-30-13N 133-35-39E  
 (4) 33-30-24N 133-35-22E  
 警戒船 2隻配備  
 備考 作業区域の4隅を、黄色灯付浮標で表示  
 海図 W110  
 出所 高知港長



16年566項 四国南岸 - 高知港 掘下げ工事等  
 犬戾ノ鼻北西方において、掘下げ工事及び土砂の瀬取り作業が実施されている。  
 期間 平成16年8月31日までの日出～日没  
 区域 1、掘下げ区域  
 6地点により囲まれる区域  
 (1) 33-32-04N 133-33-47E  
 (2) 33-32-08N 133-33-47E  
 (3) 33-32-14N 133-33-49E  
 (4) 33-32-20N 133-34-01E  
 (5) 33-32-15N 133-34-02E  
 (6) 33-32-13N 133-33-58E  
 2、瀬取り区域  
 4地点により囲まれる区域  
 (1) 33-32-30N 133-34-08E  
 (2) 33-32-29N 133-34-04E  
 (3) 33-32-32N 133-34-03E  
 (4) 33-32-33N 133-34-06E  
 警戒船 1～2隻配備  
 海図 W110  
 出所 高知港長



16年567項 ディファレンシャルGPSによる船舶気象通報の試験運用について  
 7月1日から、デファレンシャルGPSの機能(メッセージタイプ16)を利用した、船舶気象通報の試験運用が実施されている。  
 期間 当分の間  
 名称 1、江崎ディファレンシャルGPS局(灯台表第一巻9419)  
 観測箇所 江崎、孫崎  
 2、室戸岬ディファレンシャルGPS局(灯台表第一巻9418)  
 観測箇所 大王崎  
 出所 五本部交通部



## 船舶保安情報の通報について

外国から日本に入港しようとする船舶の皆さんへの重要なお知らせです。

平成16年7月1日から、テロ対策として改正SOLAS条約及び国際船舶・港湾保安法が施行され、外国から日本に入港しようとする全ての船舶は、日本への入港前に、所定の海上保安部署に対して「船舶保安情報」の通報が必要となります。

この通報は、日本船/外国船の別、船舶の大小、船種等にかかわらず、外国から日本に入港しようとするすべての船舶に義務付けられます。

この通報は、日本の港に入港する場合のほか、特定海域（東京湾、伊勢湾又は瀬戸内海をいいます。）に入域する場合も必要となります。

この通報は、日本に入港しようとする前の港が外国の港である場合のみ必要です。（したがって、いったん外国から日本に入港した後の国内の航海では必要ありません。）

通報の時機はいつですか？

\* 入港24時間前までに通報してください。

ただし、特定海域にある港に入港する場合には、特定海域に入域する24時間前までに通報してください。

通報先はどこですか？

\* 入港する港を管轄する保安部署に通報してください。

日本の港に入港せずに特定海域に入域する場合は、告示で定める海上保安部署に通報してください。（詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせ下さい。）

その他、通報の方法はどうなっていますか？

\* 通報者・・・船長のほか、所有者やそれらの代理人（代理店等）もOK

\* 通報手段・・・港湾EDIのほか、FAX、書面の郵送・手交等もOK

荒天等、やむを得ない理由で24時間前までに通報して入港できない場合は、どうすればいいのでしょうか？

\* 直ちに、所定の通報先に通報してください。

ただし、急迫した危難があり、緊急に入港しなければならないときには、入港後直ちに通報してください。（詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせください。）

- ・船舶保安情報は、テロ対策のため、外国から日本に入港しようとする船舶について、船舶の基礎情報や保安措置の実施状況に関して通報をお願いするものです。
- ・海上保安庁からの質問や指示がある場合には、それに従ってください。従わない場合は入港を禁止されることがありますので、ご注意ください。
- ・通報しなかった船長又は虚偽通報を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるほか、入出港にも支障を生じる場合がありますので、ご注意ください。

通報用紙は、海上保安庁ホームページ（<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>）からダウンロードすることができます。

## Reporting on the Security Information of ships

This is an important notice to those who intend to enter into Japanese ports from foreign countries.

From 1<sup>st</sup> July, 2004, the revised SOLAS regulations and the law for the security of ships and of port facilities comes into force to prevent and suppress terrorism acts against ships. All ships which come from foreign ports and intend to enter ports in Japanese waters are required to report security information of their ships to designated Coast Guard officers before entering into port in accordance with the format attached here with.

Any ship which intends to enter a Japanese port from a foreign country is required to report, regardless of their nationality, their size of ship, type of ship, etc.

Those ships entering into specific areas regulated in the law, namely Tokyo Wan, Ise Wan or Seto Naikai are also required to report this information.

This report is required only when previous ports of call were a foreign port. (Therefore, it is not required for a voyage to a second Japanese port if the previous port had been a Japanese port.)

When should the report be submitted?

Please report 24 hours before entry into port.

However, in case of entering into the aforementioned specific area, please report even 24 hours before entering into those specific area.

Whom should the report be submitted to?

Please report to the Coast Guard office which has jurisdiction of the port where you intend to enter.

In case you intend to navigate in a specific area without calling on any Japanese port, please report to the Coast Guard office listed on the notification. (Please ask the nearest office of Japan Coast Guard)

Who should submit the report?

Captain, owners, and those representatives (agency etc.) can submit the report.

What is the method of the report?

EDI, fax, mail, hand delivery, etc. are acceptable.

What should I do when it seems to be difficult to enter into port or specific area at the ETA of the report owing to unavoidable reasons such as bad weather.

Please report immediately to a predetermined reporting place.

However, when there is imminent danger and it is necessary to enter into port immediately, please report immediately after entry into port. (Please ask the nearest office of the Japan Coast Guard)

- As a measure against terrorism the security information of ship asks you about the security situation and a security measures of the vessel which will arrive in Japan from a foreign country.
- When there are questions and directions from the Japan Coast Guard, please follow them. Keep in mind that entry into port may be forbidden if these rules are not followed.
- Keep in mind that a fine will be enforced on the captain who did not report, or those who submitted a false report, of one year or less of penal servitude, or up to a 500,000 yen fine, as well as possible extended delays regarding entry into port and departure.

You can download a report paper from homepage of the Japan Coast Guard.  
( <http://www.kaiho.mlit.go.jp/apply/hoan00.html> )